電気主任技術者にかかる認定校における不適切な電気工事について (注意喚起)

九州産業保安監督部は、当部管内の電気主任技術者にかかる認定校^{注)} において、最大電力500kW未満の自家用電気工作物であったにも係わらず、電気工事士法の規定に基づく資格を持たない学校関係者や生徒が、授業の一環で校舎内の電気工事を行っていたことを確認しました。

最大電力500kW未満の需要設備である自家用電気工作物において電気工事を行う場合は、電気工事士法第3条の規定に基づき、第一種電気工事士又は認定電気工事従事者(600V以下で使用する設備に限る)が行う必要がありますが、当該認定校では第二種電気工事士免状のみを有する学校関係者や生徒が、校舎内において配線接続を含む配線器具の取替工事等を行っていました。

また、当該電気工事を当該認定校の電気主任技術者に連絡せずに行っていました。このように必要な資格を持たない者が電気工事を行うこと、自家用電気工作物の電気工事を電気主任技術者に連絡せずに行うことは、電気工事士法第3条第1項及び第4項、電気事業法第43条第5項の規定に違反することとなります。

この事実を踏まえ、当部は、当該認定校に対し電気工事士法及び電気事業法の遵守を徹底するよう口頭注意を行うとともに、当部管内の全ての認定校に対し、電気工事士法、電気事業法の遵守するよう注意喚起を行いました。

自家用電気工作物、一般用電気工作物の設置者の皆様におかれましても、電気工事士等の資格や作業可能な範囲について改めてご認識いただき、必要な資格を持たない者が電気工事を行うことがないよう、電気工事士法等の関係法令遵守の徹底をお願いします。

また、自家用電気工作物の設置者の皆様におかれましては、電気工事を行う際は、保安を確保する観点から電気主任技術者の指示・監督のもと行うようお願いします。

注)電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第1条第1項の規定に基づき認定を受けた教育施設。所定の科目を修めて卒業し、電気工作物の工事、維持、運用に係る実務の経験を一定期間有した場合、電気主任技術者免状の交付を受けることができる。

【問い合わせ先】九州産業保安監督部電力安全課長 岩永 (担当)阿部・戸田 (TEL)092-482-5519「直通〕